

ソフトウェア使用許諾契約書

フェニックス（以下、「甲」という）と.....（以下、「乙」という）とは、甲が著作権を有するソフトウェア「 INFINITY 2 ・ REAL FX ・ 」（以下、「本ソフトウェア」という）の使用許諾に関し以下のとおり契約する。

第1条（定義）

本ソフトウェアとは、当社が独自開発したFX自動売買システム（ INFINITY 2 ・ REAL FX）及びシステムに付随する関連資料、マニュアルをさす。

第2条（許諾）

甲は、乙に対し、本契約の各条項に従うことを条件に、本ソフトウェアに関し譲渡不能で非独占的な使用権を許諾する。

第3条（使用機器・使用内容）

乙は、本件ソフトウェアを乙の所有するコンピュータ等（スマートフォン含む）（以下、「使用コンピュータ等」という。）において、インストールし使用することができる。なお使用にあたっての事前準備（証券口座開設・VPS契約）は乙の負担にて行う。

第4条（複製・改変）

- 1 乙は、本ソフトウェアを使用コンピュータ等1台にのみインストールすることができる。
- 2 乙は、本ソフトウェアのバックアップを作成する目的に限り、本ソフトウェアの複製物を1部作成することができる。
- 3 乙は、前2項に規定の場合を除き、甲の事前の承諾なく本ソフトウェアを複製してはならない。
- 4 乙は、甲の事前の承諾なく本ソフトウェアを修正・改変してはならない。

第5条（販売・支払い・引き渡し）

- 1 本ソフトウェアは売り切りでの販売である。
- 2 乙は、甲に対して本ソフトウェアの使用権の対価として●●●円 ●●●円 ●●●円を甲指定の銀行口座に本契約締結日から8日以内までに一括全額振込で支払う。振込手数料は乙負担とする。
- 3 甲は乙からの入金を確認後、ただちに本ソフトウェアを乙に引き渡す。本ソフトウェアの設定は原則乙の負担とするが、適宜甲が無償で手伝えることができる。

第6条（保証）

- 1 甲は、乙に対して、甲が本ソフトウェアの著作権その他本ソフトウェアについて第2条記載の許諾を、別途第三者の許諾を得ることなく行う権利を有しており、乙の本ソフトウェアの使用を妨げる事由がないことを保証する。
- 2 甲は、乙の本契約で定めた条件の範囲内における本ソフトウェアの使用に関し、著作人格権を行使しないことを保証する。
- 3 甲は、本ソフトウェアを現状有姿の状態で乙に提供するものとし、本契約に定めるものを除き、本ソフトウェアに関するあらゆる明示・黙示での保証を否認する。ここには本ソフトウェアの性能、互換性、動作速度、エラーや動作停止がないこと、他者の権利の非侵害、および特定目的への適合性が含まれる。

第7条（免責事項）

- 1 甲の故意又は重過失により損害が生じた場合を除き、甲は、本ソフトウェアの使用により乙及び第三者に生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 2 乙は、本ソフトウェアの瑕疵・不具合等を理由として第5条に定める対価の減額の請求、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることはできない。
- 3 FXはリスクを伴う取引のため、相場の急変や市場環境により乙に損害・損失が発生する可能性があるが、甲は本ソフトウェアを使用し生じた損害・損失について一切責任を負わない。また本ソフトウェアは使用することで利益を約束するものではないことを甲と乙は合意する。
- 4 地震、台風等の天災、戦争、内乱、感染症、電力供給の逼迫、通信回線の事故、法令の改廃・制定その他の不可抗力な事象により、乙が本ソフトウェアの使用で発生した不具合等により生じた損害・損失について甲は一切責任を負わない。

第8条（禁止事項）

- 1 乙は本ソフトウェアの貸与、リース、譲渡、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）及び再使用許諾を行ってはならない。
- 2 乙は、本ソフトウェアを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングしてはならない。

第9条（知的財産権に関する紛争）

- 1 本ソフトウェア（コピー含む）及び本ソフトウェアの製造に関して甲から乙に開示されるその他の支持に含まれるノウハウ、著作権、特許権その他のあらゆる知的財産権は、甲の固有の財産として甲に帰属し、日本およびその他の国の著作権法、国際条約の条項、ならびにこれらに限定されない法律等によって保護されている。

2 乙はいかなる方法によっても前項に定める甲に帰属しているそれらに対し、国内外問わず著作権、特許権その他知的財産権及び所有権を侵害してはならない。

3 乙は、甲の事前の書面による同意なく、いかなる国においても前1項に定める権利の登録を目的としたいかなる出願もなし得ない。

4 甲は本ソフトウェアにつき第三者との間で甲が現に有する又は取得する知的財産権に関する紛争が生じた場合には、甲の責任において解決する。

第10条（秘密保持）

1 甲及び乙は事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、相手方から開示された情報、知り得た相手方の技術上および営業上の秘密、相手方から秘密である旨の指定を受けた情報を第三者に漏洩してはならない。ただし次の各号に掲げるものについては、この限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に取得していた情報
- (2) 相手方から取得する以前に公知であったか、又は相手方から知得した後に自らの責によらずに公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず知得した情報
- (4) 法令の定めに基づき、又は権限のある官公庁から要求された情報
- (5) 相手方からの情報によらずに独自に開発した情報

2 本条は、本契約終了後も5年間引き続き効力を有するものとする。

第11条（権利義務の譲渡の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

第12条（期間）

本ソフトウェアの使用期限は無期限とする。ただし、本ソフトウェア以外の要因（証券会社、VPS、使用コンピュータ等、インターネット環境など）により本ソフトウェアが起動せず、甲の協力によっても改善しない場合、契約は終了する。

第13条（解除）

甲は、乙が次の各号の1つにでも該当したときは、何らの催告を要せず書面による通知をもって本契約を解除することができる。なお、本条に該当し本契約が解除になった場合でも、乙が甲に既に支払った使用権対価について甲は乙に対し一切返金しない。

- (1) 本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間経過後も是正がされないとき。
- (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき。

(3) 乙が本契約の違反、又は本ソフトウェアに関する知的財産権の侵害により、甲に損害を与えたとき。

第14条（契約終了後の措置）

乙は、本契約終了後、その終了原因に関わらず、本ソフトウェア（複製物を含む）を甲の指示に基づきただちに廃棄し、使用コンピュータ等より本ソフトウェアをアンインストールしなければならない。

第15条（損害賠償）

乙が本契約に違反、又は第8条禁止事項に規定される禁止行為を行い甲が被害を被った場合、甲は乙に対し被った被害の賠償を請求できる。甲が乙に対し法的措置を取ることを決定した場合、乙が甲の合理的な弁護士費用を負担するものとする。

第16条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らまたは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員、またはこれらに過去5年以内に該当したことがある者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ法的な責任を超えた不当な要求行為

2 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、本契約を直ちに解除することができる。

(1) 前項（1）の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項（2）の確約に反した行為をした場合

第17条（管轄）

本契約に関する紛争については大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項に疑義が生じたときは、甲乙信義誠実の原則に従い協議する。

本契約成立の証として本契約書を2通作成し、甲乙は署名又は記名押印の上、各自1通ずつ保管する。

令和●年●月●日

甲：(住所) 大阪府大阪市中央区本町四丁目2-12
野村不動産御堂筋本町ビル8F
(屋号) フェニックス
(氏名) 土井 智貴 (印)

乙：(住所)

(氏名) (印)